

JIS(日本工業規格)と国際規格との整合化の手引き (改訂版)

平成11年7月30日

工業技術院標準部

目次

1. 趣旨・背景	1
2. 新ガイド 21 に基づく整合化の基本的考え方	2
3. JIS と国際規格との整合化の具体的進め方	5
3.1 JIS 整合化を進めるに当たって	5
(1) 規格体系のあり方 (2) 指定商品 JIS (3) 強制規格、調達基準等に係る JIS	
3.2 JIS と国際規格との整合化作業	7
(1) JIS と国際規格との対応関係の判定	
(2) JIS と国際規格との規定項目ごとの整合性評価	
(3) JIS の国際規格整合性全体評価	
3.3 JIS と対応国際規格との整合性に係る表記	10
3.4 JIS と対応・国際規格との整合性に関する注意点	10
(1) 用語 JIS	
(2) 試験(分析)方法 JIS	
別紙 1 ISO/IEC ガイド 21 : 1999 (国際規格の地域又は国家規格への採用) の概要	14
別紙 2 WTO(世界貿易機関)/TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定) の概要	13
別紙 3 従来の手引きに基づく整合性評価と新手引きの整合性評価との対応関係	16
別紙 4 別紙 4 「基本的考え方」に基づく対応の程度概念図及び例	17
別紙 5 別紙 5 JIS と対応する国際規格との対比表	25

1. 趣旨・背景

J I S の国際規格（I S O / I E C 規格）への整合化については、従来からガット・スタンダードコードを踏まえて推進してきたのに加え、特に平成7年度から平成9年度の3年間にかけて、「J I S（日本工業規格）と国際規格との整合化の手引き」を作成し、整合化の基本的考え方と具体的進め方を明確化してその推進を図ってきたものである。上記「整合化の手引き」は、「I S O / I E C ガイド3：1981（国際規格と同等な国家規格の識別）」、「同ガイド21：1981（国際規格の国家規格への採用）」及び「同ガイド21：1983追補1（国家規格と国際規格との間の同等の程度の示し方）」に基づいて策定されている。これら I S O / I E C ガイドは、国際規格の国家規格への採用方法、国際規格とその対応する国家規格との同等の度合を示す区分及びその略号、並びにこれらの区分の国家規格等への表記方法等を定めている。

しかしながら、1981年版のガイド21で定めている「同等性の度合」の区分は、各国がその区分に基づいて整合化を図るには必ずしも適切な分類ではないことから、I S O 及び I E C において、当該ガイド21をより実態に即した内容に改訂するよう検討作業が行われた結果、今般、「I S O / I E C ガイド3」と統合された形で「1999年版 I S O / I E C ガイド21」（以下、本書において「新ガイド21」という。「新ガイド21」の概要は別紙1参照）が発行されたところである。

工業技術院標準部としては、今般の「I S O / I E C ガイド21」の改訂を受けて、今後は「新ガイド21」に基づいて J I S の国際規格への整合化が推進されるよう、現在使用されている「J I S（日本工業規格）と国際規格との整合化の手引き」を「新ガイド21」を基礎に改訂し、「J I S（日本工業規格）と国際規格との整合化の手引き（改訂版）」をここに策定した。

2. 新ガイド21に基づく整合化の基本的考え方

(1) J I S と国際規格との対応の程度について

J I S 制定・改正にあたっては「新ガイド21」による区分“ I D T (一致) ”、“MOD (修正)”又は“NEQ (同等でない)”により、当該 J I S とその対応する国際規格との整合の度合を示すものとする。これら区分の具体的内容は次のとおりである。

①新ガイド21で定義されている“ I D T (一致)”

(ISO/IEC GUIDE 21:1999, 4.2項より抜粋)

国家規格は、次の条件の場合、国際規格に対し一致している。

- a) 国家規格は、技術的内容、構成及び文言上において一致している（又は一致翻訳）、又は
- b) 国家規格は、技術的内容において一致しているが、最小限の編集上の変更があってもよい。

②新ガイド21で定義されている“MOD (修正)”

(ISO/IEC GUIDE 21:1999, 4.3項より抜粋)

国家規格は、次の条件の場合、国際規格から修正されている。

技術的差異は、それが明確に識別されかつ説明されているなら、許容される。国家規格は、国際規格の構成を反映していることとし、構成の変更は、両規格の技術的内容と構成の比較が容易に行えることが可能な場合のみ許容される。

③新ガイド21で定義されている“NEQ (同等でない)”

(ISO/IEC GUIDE 21:1999, 4.4項より抜粋)

国家規格は、技術的内容および構成において、国際規格と同等でない、そして、変更点が明確に識別されていない。また、これには国家規格の中に、国際規格にある条項の数又は重要性について少ししか含まれていない場合も含まれる。

なお、従来の J I S 整合化作業において使用されていた整合性評価分類及びその記号（「一致」；≡、「同等」；＝、「採用」；ADP、「同等でない」；≠）は廃止することとし、本手引きに定める新たな記号（「一致」；I D T、「修正」；MOD、「同等でない」；NEQ）を使用することとする。（従来の J I S 整合化作業において使用されていた J I S 整合性コードと本手引きにおける整合性評価との対応関係を別紙3に示す。）

(2) 「整合化」について

我が国においては、新ガイド 21 の区分に基づき、J I S 規格がその対応する国際規格との対応の程度が、“I D T（一致）”又は“MOD（修正）”に相当する場合を、「J I S が国際規格に整合」しているものとし、これらのいずれかに対応の程度を該当させることにより整合化を実現するものとする。

ただし、区分“MOD”による整合の場合において、できる限り国際規格との整合の度合を高めるとの観点から、次の配慮が必要である。

- ・ 国際規格との差異は、必要最小限とする。
- ・ 特別な場合を除いて、国際規格の完全な形での採用を実現する。（国際規格の一部を取り込むのではなく、全体として取り込む。）

なお、区分が“NEQ（同等でない）”となる J I S の制定・改正は、その技術的差異の理由が W T O / T B T 協定（附属書 3「適正実施基準（Code of Good Practice）」：F 項「ただし書き」；別紙 2 参照）において定められている例外事項に該当する場合を除き、原則として行わないものとする。

（参考）W T O / T B T 協定 附属書 3

F 標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。ただし、当該国際規格又はその関連部分が不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

（注）W T O / T B T 協定は「国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。」と規定しているが、これと「新ガイド 21」との関係については、「新ガイド 21」で“MOD（修正）”の分類であることが直ちに W T O / T B T 協定の上記要件を満たしているということではないことに留意する必要がある。

したがって、国際規格を“MOD（修正）”した J I S 規格であっても、今後、国際規格との差異を必要最小限なものとする必要があることは、ガイド 21 が改訂される前の整合化の考え方と同様である。

本手引きは、主に国際規格に整合するように J I S を制定・改正していく方策について述べているが、国際規格の中には技術的に陳腐化している等、内容に問題があるものもある。こうした国際規格に関しては、それに対応する J I S は、当面“MOD”又は“NEQ”の区分になるものと考えられるが、このようなケースについては、国際標準化活動を通じて当該国際規格の適正化を図っていくことが必要である。

3. JISと国際規格との整合化の具体的進め方

3.1 整合化を進めるに当たって

整合化は、JIS と対応する国際規格の「適用範囲」及び「規定項目」並びにそれらの「規定内容」を技術的内容、構成及び編集上の観点で比較検討することから開始されるが、検討するに当たり次の点について留意しておくことが必要である。

(1) 規格体系のあり方(国際規格票様式の採用・枝番号制の導入)

JIS 及び国際規格は、基本規格、試験方法規格、製品規格等に分類されている。JIS においてこれら規格類は、各産業技術分野毎にそれぞれ高度化、多様化、国際化といった時々の標準化ニーズに対して適切に対応し策定され、更に、各規格間における関連性、整合性を十分に配慮し、体系的に整理されてきている。JIS を国際規格に整合させるという観点では、JIS の規格体系と国際規格体系の整合化を推進することが重要である。また、平成 7 年 6 月に行われた日本工業標準化調査会第 341 回標準会議において、JIS の規格票様式を国際規格票様式に原則合わせることとし、また、JIS 番号に枝番号制(パート制)を導入することが決定された。国際規格では既に枝番号制(パート制)を導入しており、JIS においても枝番号制(パート制)を導入することによって、国際規格との整合化を図るうえで規格体系の整理が容易となり、整合性の識別が明確になることからこれを実施することが有益である。このことを踏まえて、今後の JIS の規格体系のあり方については、分野毎に国際規格の体系、規格作成状況等を考慮のうえ、あらかじめ方針を決めてから整合化を進めることが必要である。

(2) 指定商品 JIS(JIS マーク表示制度の対象として指定した商品に係る JIS)

JIS マーク表示制度は、その商品の製造、取引、使用・消費の実態を把握したうえで、その商品の使用目的に応じた品質等を JIS で定め、その JIS に該当する商品には JIS マークを表示することにより、JIS 適合性を明示しようとするものである。昭和 24 年の工業標準化法の制定以来、この制度を実施してきており、昭和 55 年の同法改正によって海外にも開放されている。

JIS マーク表示制度を取り巻く社会的環境は時代の変遷とともに変わってきているが、今日、規制緩和の推進等自己責任原則に重きを置く社会・経済システムへの移行が進んできている中で、JIS マーク表示制度も社会・経済ニーズに対応した見直しを図っていくことが必要である。したがって、JIS マーク表示制度の対象となる個々の指定商品については、その意義・役割を再検討しておくことが重要である。

[指定商品としての規格のあり方]

指定商品 JIS は、製品の寸法、品質、試験・検査方法、表示等、製品規格として必要とする項目を全て規定したものとなっている。一方、国際規格では、製品規格の審議において国際的コンセンサスの困難さから規格化できない場合も多く、このためその一部である寸法、品質、試験方法等各項目をそれぞれ規格化したり、特定項目だけを規格化しているケースが見受けられる。

このように国際規格では様々な形態をなす規格策定への取り組みが行われることとなり、製品規格としての体系を構成する規格化が未整備又は未着手である場合がある。指定商品 JIS は、対応する国際規格で規定されている項目については整合化を図るが、国際規格で規定していない項目については JIS マーク表示制度を運用していくために、製品規格を構成する必要項目(特に品質、表示等の項目)を従来どおり規定する必要がある。その際、品質等の内容については、国際貿易に対して不必要な障害をもたらすことのないように、諸外国の品質水準及び主要外国規格などを参考にして検討し、これを規定することが必要である。

(3) 強制規格、調達基準等に係る JIS

JIS は、任意規格として我が国の産業・経済活動等幅広く用いられてきているが、社会的な要請から国家規格としての実施を徹底させる必要がある場合、すなわち国民の安全・衛生の確保、公害の防止等を図る観点から JIS が法令、技術基準等の強制規格に引用され、又は国、地方公共団体等の調達基準としても用いられてきている。強制規格においても WTO/TBT 協定によって、国際規格を基礎として用いることが義務付けられてはいるが、JIS は我が国の基本的な技術基準としての役割を担っているという観点から、率先して国際規格との整合化を図ることが必要である。今後、国際規格に整合した JIS が強制規格で引

用され、調和が図られることにより、我が国の技術基準が国際的にも透明性が確保され、貿易の技術的障害が緩和されることになる。

このように JIS は、法令、行政行為等に密接な関係があることを認識し、整合化に当たって、法律等に引用されている JIS にあっては、検討段階から法令所管官庁との連絡・調整等を行っていくことが重要である。

3.2 JIS の国際規格整合化作業

(1) JIS と国際規格との対応関係の判定

JIS（原案）と国際規格とが対応関係にあるかどうかを、次の方法によって判定する

①JIS（原案）と国際規格の双方の「適用範囲」を比較する。

②双方の規格の「適用範囲」で対象としている鉱工業品について「共通する範囲」があるかどうかを調べる。

なお、鉱工業品を“用途別”又は“素材別”若しくは「規定項目」を特定して規定している場合は、これらについても対応関係の判定材料として考慮する。

③比較の結果、双方の規格の「適用範囲」において共通の対象範囲を定めている場合には、対応関係があると判定する。

対応関係にあることが判明した JIS（原案）については、「2. JIS と国際規格との整合化の基本的考え方」に基づき、また、別紙 4 に示す「基本的考え方に基づく整合化の概念図及び例」を参考にしつつ、国際規格との整合化を図ることとする。

ただし、共通する鉱工業品を対象範囲としていても、用途が異なっていたり、素材が異なっていることにより、品質、試験方法等の要求事項が異なる場合は、対応関係がないと判定する。

－JIS と国際規格の「対応関係」の判定事例－

(例 1)「対応関係にある」と判定されるケース

JIS C 8501	IEC 60086-1, IEC 60086-2
マンガン乾電池	一次電池

この場合、「マンガン乾電池」は「一次電池」の一つの種類である。したがって、JIS C 8501 は、マンガン素材とした「一次電池」であることから、IEC の「一次電池」と「マンガン乾電池」とは共通する範囲があるので、対応関係にあると判定する。

(例 2)「対応関係にある」と判定されるケース

JIS B 4230	ISO/DIS 12197
工作機械のフライス盤で使用する「半月キー及び半月キー溝」寸法 2.5×10～12×80mm(適用範囲で明記)	工作機械のフライス盤で使用する「半月キー及び半月キー溝」寸法 1.0×4～10×82mm(適用範囲で明記)

まず、双方の規格の「適用範囲」で対象としている鋳工業品について共通する範囲があるかどうかを調べるが、この場合、「半月キー及び半月キー溝」の寸法の範囲が双方の規格で異なることから、対応関係にないと判定されるケースが起こり得る。しかし、この寸法の範囲が、規格の規定内容から判断して「用途別」又は「素材別」の区分でない限り、「半月キー及び半月キー溝」という共通の鋳工業品を対象としているとして、対応関係にあると判定する。

このように、「適用範囲」に「規定内容」の一部が規定されているとしても、これが「用途別」又は「素材別」の区分を示すものでない限り、「対応関係」の判定材料として考慮しない。

(例 3)「対応関係にない」と判定されるケース

JIS S 6041	ISO 838
事務用穴あけ器	紙：一般ファイル用穴：仕様

JIS S 6041 は穴あけ器、ISO 838 はファイル用紙を対象としているため、双方の規格に共通する鋳工業品は存在しない。

したがって、「対応関係」にないと判定する。

しかし、JIS の穴あけ器において「抜き穴径」を規定する場合、ISO のファイル用紙で規定する「とじ穴の寸法」との整合化を考慮することが重要である。このように双方の規格の対象とする鋳工業品の「範囲が異なる」ため、対応関係にないと判定される場合でも、このように整合化を考慮しなければならないことがある。

(2) JIS と国際規格との規定項目ごとの評価

JIS（原案）と国際規格の双方の規定項目及び規定内容を比較し、技術的差異の有無を調べるとともに、国際規格との技術的差異が明確に識別されかつ説明されているかについて調べる。

規定項目ごとに規定内容を比較した結果について、次のように評価し、「対比表」（別紙 5 参照）の該当欄に記載する。

- ①技術的差異がない場合……………「I D T」
- ②技術的差異があり、かつそれが明確に識別されかつ説明されている場合
 - a) 国際規格の規定項目又は規定内容を削除している……………「MOD／削除」
 - b) 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している…「MOD／追加」
 - c) 国際規格の規定内容を変更している……………「MOD／変更」
 - d) 国際規格にある規定内容とは異なる規定内容を追加し、そのどちらかを選択できる……………・「MOD／選択」(上記a), b), c), d)のうち、複数の組合せもあり得る。)
- ③技術的差異があり、それが明確に識別されかつ説明されていない場合……………「N E Q」

(3) JIS の国際規格整合性全体評価

JIS（原案）と国際規格の適用範囲、規定項目及び規定内容について、「対比表」の規定項目ごとの評価を踏まえるとともに、JIS（原案）の構成と国際規格の構成とを比較（両規格の項目番号の比較等）することにより、整合性 {IDT（一致）、MOD（修正）、NEQ（同等でない）のいずれか} の全体評価を次のように行う。

①「一致(IDT)」；

規定項目毎の評価が全て「I D T」で、かつ、構成の変更がない場合に相当する。

②「修正(MOD)」；

規定項目毎の評価において、「MOD／削除」、「MOD／追加」、「MOD／変更」、「MOD／選択」のいずれかが少なくとも 1 つ含まれ、「N E Q」が 1 つもなく、かつ、JIS と国際規格との構成の比較が容易に行えることに相当する。

③「同等でない(NEQ)」；

規定項目毎の評価において1つでも「NEQ」がある場合、又は、項目毎の評価に1つも「NEQ」がなくても、JISと国際規格との構成の比較が容易に行えない場合、もしくは、JISに対応する国際規格を完全な形で採用していない場合に相当する。

3.3 JISと対応国際規格との整合性に係る表記

JIS と対応する国際規格との整合性については、3.2(3)の整合性全体評価に基づいて、JIS 規格票の“序文”に、対応国際規格の規格番号及び発行年，制定経緯，対応国際規格との技術的差異の有無，技術的差異がある場合にはその表示箇所及び表示方法を記すとともに、附属書（参考）として対比表（別紙5）を添付する。

また、JIS 総目録、JIS YEARBOOK 等に対応する国際規格番号と対応の程度を表す記号を付記する。

3.4 JIS と対応国際規格との整合性に関する注意点

3.1(1)で述べたとおり、JIS 及び国際規格は、用語、記号等の基本規格、製品規格、試験(分析)方法規格等に分類されているが、特に用語規格及び試験(分析)方法規格に係る JIS と国際規格との整合化の際、注意を要する点を次に示す。

(1)用語 JIS

用語 JIS の構成・表現は、JIS Z 8301(規格票の様式)によるが、用語は、国際的な相互理解の促進を図ることを目的とすることに鑑み、国際一致規格としての用語 JIS を定めるのがよい。

なお、規格作成に当たって、特に注意を要する点を次に示す。

a)定義

英文用語を日本語に翻訳するときに特に注意を要することは、定義を日本語に訳す際に、英語による概念と同じ概念となるように直訳を避けて意識し、その概念を簡潔かつ明確に表す。

b)用語

概念を明確にした後、これによる適切な対応日本語を選定する。用語選定に当たっては、既存 JIS で定義されている用語との調整を十分に行い、重複や解釈、の混乱が生じないように特に留意することが必要である。なお、用語の配列はアルファベット順を避け、概念体系の順とする。

(2) 試験(分析)方法 JIS

製品・材料等の取引においては、その試験・分析データの比較評価(データの互換性)が容易であり、かつデータの信頼性が求められる。そのため、統一化した繰返し性・再現性のある試験・分析方法を用いることが不可欠である。

試験・分析方法規格は、製品・材料等の特性を調べるため、具体的な方法を規定しているものであるが、多くの場合、ある特定の試験・分析条件等を定め、その条件下における特性を求める。このため、試験(分析)方法 JIS と国際規格との整合化を行う際には、それぞれに規定されている試験・分析条件等を十分に対比したうえで整合化を検討することが必要である。

①まず、国際規格の試験方法に関する規格体系を JIS の規格体系として採用するかどうかを検討する。今後の体系化の問題は分野ごとに事前によく検討しなければならないが、できる限り国際規格の体系に合わせることが望ましい。

②次に示す対比の要素を比較検討する。

- ・ 測定値の精度
- ・ 併行精度・室間再現精度
- ・ 試験・分析装置、標準試料(標準物質)の入手容易性、維持管理の容易性
- ・ 経済性(計測費用等)、作業・能率性
- ・ 安全性

③その後、国際規格による方法をそのまま JIS に採用できるか、又は、我が国で実際にその試験を実施するには修正等を加える必要があるか否かを検討する。

なお、国際規格による方法に一本化できない場合は、国際規格による方法と JIS 独自の方法を併記しても差し支えないが、その際には両者の相関性が明らかになっていることが望ましく、また、国際規格による優先使用・将来の国際規格による方法への統一等の時期を付記すること。

④国際規格において規定する項目(試験方法、試験器具・装置等)の中で、数と通りの内容を規定し、このうちから選択することを認めている場合は、JIS においても選択して規定してもよい。

資料編

ISO/IECガイド21:1999 (国際規格の地域又は国家規格への採用)の概要

(1) 目的

国際規格は、国家規格に採用される(adopted)ことが重要である。すなわち、それが国家規格に広く採用され、かつ、使われることにより、貿易における技術的障害除去の目的のため、国際規格の採用が重要な基礎の一部となるものである。したがって、国家規格が関係する国際規格を採用し、かつ、使用し、その結果として相反する国家規格をできるだけ早く廃止するよう努力することが重要である。

しかしながら、地域又は国家の安全、人間の健康と安全、環境保護、基本的な気候・地理的・技術的な問題といった理由があり、全てにおいて、そのまま国際規格を採用するのは実際的とは限らない。

この場合、国際規格は、国家規格との技術的差異を合理的な範囲で最小限にすべく努力した上で、採用されるべきである。また、両規格の間の技術的差異及び構成変更は、それを明確に識別するために、その相違をはっきりと表示し、かつ、その理由を説明することが必要である。

その観点から、このガイドは、「国際規格を地域又は国家規格として採用する方法」について取り上げている。

(2) 国際規格の採用方法及びその選択方法

このガイドでは、確認法、表紙法、完全な再印刷、翻訳(以上が推奨される)、再起草(推奨されない)が述べられている。

(3) 対応の程度、技術的差異及び構成変更等の表示方法

表記	記述	略号
一致	国家規格は、次の条件の場合、国際規格に対し一致している。 a) 国家規格は、技術的内容、構成及び文言上において一致している（又は一致翻訳）、又は b) 国家規格は、技術的内容において一致しているが、最小限の編集上の変更があってもよい。	IDT
修正	国家規格は、次の条件の場合、国際規格から修正されている。 技術的差異は、それが明確に識別されかつ説明されているなら、許容される。 国家規格は、国際規格の構成を反映していることとし、その構成の変更は、両規格の技術的内容と構成の比較が容易に行えることが可能な場合のみ許容される。	MOD
同等でない	国家規格は、技術的内容および構成において、国際規格と同等でない、そして、変更点が明確に識別されていない。またこれには、国家規格の中に、国際規格にある条項の数又は重要性について少ししか含まれていない場合も含まれる。	NEQ

このガイドでは、国家規格が国際規格を採用した場合、可能な限り、国家規格の目立つ部分（好ましくは表題のページ及びまえがきの部分）で採用した国際規格の規格番号(発行年月日)、規格名称（発行された国際規格に使用されている少なくとも一つの公用語によるもの）、対応の程度を明記することを勧告している。また、技術的差異及び構成変更がある場合には、本文中又は附属書の中に、その内容、箇所及びその識別手段等について明記することを推奨している。

WTO(世界貿易機関)／TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)の概要

T B T 協定附属書 3 の D、E 及び F 項の内容は、次のとおりである。

D 標準化機関は、任意規格に関し、いずれの世界貿易機関の加盟国の領域を原産地とする製品についても、同種の国内原産の製品及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

E 標準化機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように任意規格が立案され、制定され、及び適用されないことを確保する。

F 標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。ただし、当該国際規格又はその関連部分が不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく、又は適当でない場合は、この限りでない。

したがって、TBT 協定を批准した国は、任意規格の制定に当たって、国際貿易に不必要な障害を排除していくことが求められるが、これについての具体的な規準は示されていない。

また、任意規格の立案、制定に当たっては、当該国際規格を基礎として用いることと記されており、「整合」という表現はされていない。TBT 協定上の義務からは、JIS と国際規格との関係を考えて場合、基本的には JIS が対応する国際規格を基礎として用いるか否かについて検討すればよいが、TBT 協定が目的とする「国際貿易に不必要な障害」を除去していくという観点からの考慮が必要である。

ただし、F 項の「ただし書き」に、国際規格を基礎として用いなくてもよい旨の規定があるが、これに該当するか否かの判断は、WTO の場で提訴された問題ごとに検討され判定されることになり、現時点で客観性のある判断基準を示すとは難しいが、あえてこれに該当すると想定される具体例を表に示す。

なお、「ただし書き」に該当するであろうということで規格全体を整合しなくてもよいということではなく、該当する部分のみ国際規格を基礎として用いなくてもよいということである。しかし、この「ただし書き」に該当する JIS の規定についても、その内容を国際規格に盛り込むことの妥当性について十分検討をし、可能であれば国際規格を改正して JIS の規定内容を盛り込む努力をするとともに、JIS の解説等に例外事項の該当規定を設けた理由を明記しておく必要がある。

WTO/TBT 協定 F 項「ただし書き」に該当すると思われる具体例

WTO/TBT 協定条文	該当事項	該当 JIS 例	理由
(1) 不十分な保護の水準	① 有害物質 (例えば水銀塩, クロム酸, フロン) の使用	分析及び試験方法 (JIS K 2510:98 潤滑油－さび止め性能試験方法)	環境保全 (少量でも規制する必要あり)
	② 安全 (例えばクロロホルム)	分析及び試験方法 (JIS H 1056:97 銅及び銅合金中のニッケル定量方法等)	作業の安全衛生の確保のため
(2) 気候上の又は地理的な基本的要因	① 気候上の要因	JIS C 8201-1 (低圧開閉装置及び制御装置－第 1 部：通則) の標準条件	IEC は欧州の気候条件に合わせ湿度:50%、JIS は日本の気候条件に合わせ湿度:85%を超えてはならないとした
	② 地理的な要因：体格	JIS A 0017:98 (キッチン設備の寸法) の作業台の高さ	欧州人とアジア人の成人の身長差
	③ その他地理的な要因	JIS M 8705:96 (鉄鉱石-コンサメントの水分決定方法) の試験条件	日本は鉄鉱石の輸入国であることから、ISO に規定されている積地条件は将来にわたって適用されないため削除
(3) 基本的な技術上の問題*	① 電源電圧, アース線の取り方・感電に対する保護	JIS C 9335-1 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性) で例えばクラス 0 を採用し、定格電圧 150V を超えない屋内用機器について認めることとしている	配電電圧 日本:100V, 200V 欧州:230V 日本の家庭用コンセントにアース極付コンセントが普及していない
	② TV の放送方式	JIS C 6101-3 (テレビジョン受信機試験方法第 3 部：副搬送波方式の音声多重テレビジョン受信機の電氣的測定)	日本で普及していない IEC の PAL, SECAM の色復調方式を削除
	③ 電源コンセントのプラグ	日本は 2 ピン (UL タイプ) 欧州は 3 ピン (アース線入り) JIS C 8303 (配線用差込接続器)	配電電圧が違うため 日・米:100V 系 欧 州:200V 系
	④ 一般照明用電球の口金	JIS C 7501 (一般照明用電球) 日本は E27 を不採用	完全に普及しており、切り換えによる安全保護上の問題があるため 日・米:E26 (mm) 欧 州:E27 (mm)

(3) 基本的な技術上の問題*	⑤国際規格の技術的内容が古い	JIS H 1334(マグネシウム合金のマンガン定量方法)	ISO は 25 年以上前の操作が煩雑で時間のかかる方法
-----------------	----------------	-------------------------------	------------------------------

(注 1) *「基本的な技術上の問題」が何に該当するかについては定説がなく、今後の実例の積み重ねによるものである。

(注 2) 上記の例についても技術的差異が明確に識別され、かつ、説明がなされている場合には、MOD に分類され、WTO/TBT 協定 附属書 3 F 項の「…基礎とする」に該当するものもありうる。

従来の手引きに基づく整合性評価と新手引きの整合性評価との対応関係

従来の手引きに基づく整合性評価			新手引きの整合性評価 (構成変更の観点を除く)
整合性コード	整合性コードの定義	整合性評価 (対応部分)	
I ①	国際規格を全体として採用 編集上の差異以外は全て一致	一致 (記号：≡)	一致 (記号：IDT)
I ②	国際規格を全体として採用 国際規格の内容を要約して規定	同等 (記号：＝)	*修正 (記号：MOD)
I ③	国際規格を全体として採用 軽微な技術上の差異以外は全て一致		
II	国際規格の規定に適用範囲及び／又は規定項目を追加して採用	一致又は同等 (記号：≡又は＝)	*修正 (記号：MOD) (国際規格に適用範囲及び／又は規定項目を追加)
II t	追加の理由が WTO/TBT 協定 附属書 3 の F の例外事項に該当		
III	国際規格の規定に規定内容を追加して採用 要求事項が併存している	採用 (記号：ADP)	*修正 (記号：MOD) (国際規格とは別の選択肢がある)
III t	追加の理由が WTO/TBT 協定 附属書 3 の F の例外事項に該当		
IV①	国際規格の規定から、適用範囲、規定項目及び／又は規定内容の一部を不採用とし、かつ、JIS の規定は国際規格の範囲内	採用 (記号：ADP)	*修正 (記号：MOD) (国際規格から、適用範囲、規定項目及び／又は規定内容の一部を削除している)
IV②	JIS の規定は、国際規格に適用範囲及び又は規定項目を追加		
IV③	JIS の規定は、国際規格に適用範囲、規定項目及び又は規定内容を追加		
V	国際規格の規定内容の一部をWTO/TBT 協定附属書 3 の F の例外事項に該当することから変更して規定した	同等でない (記号：≠)	*修正 (記号：MOD) (国際規格の一部を変更している)
VI①	国際規格の規定内容を変更して規定し、その内容を国際提案中又は提案を予定	同等でない (記号：≠)	
VI②	JIS を廃止予定のもの		
VI③	国際規格を廃止予定のもの		
VI④	今後の対応未定のもの		

* ただし、“修正”については、国際規格との技術的差異が明確に識別されかつ説明されている場合に限り、それ以外については“同等でない”となる。

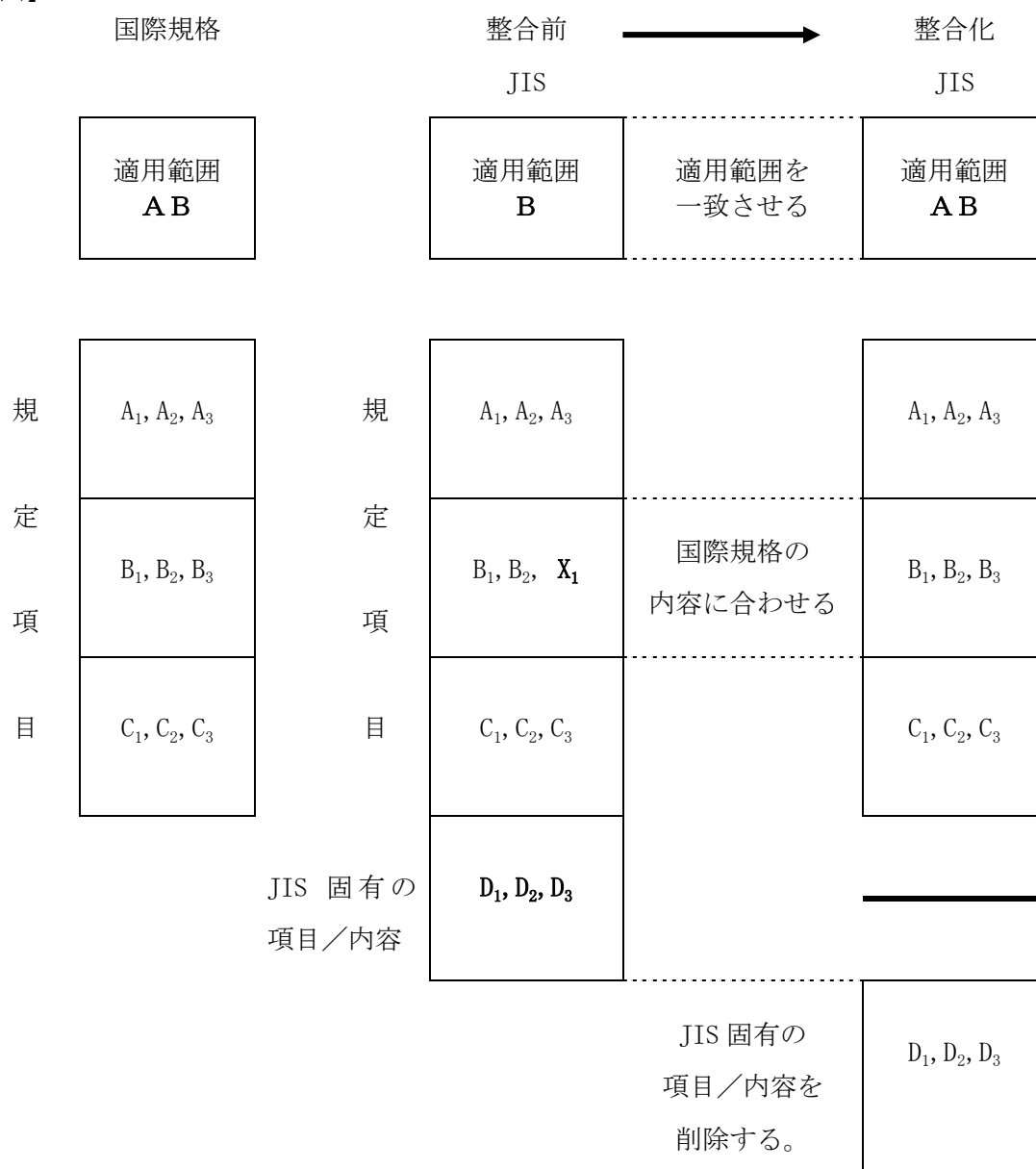
「基本的考え方」に基づく対応の程度概念図及び例

Identical (一致)

整合化 JIS は、対応する国際規格の「適用範囲」及び「規定項目」に一致し、かつ、これらの「規定内容」、技術的内容、さらに規格の構成において完全に一致する。

なお、最小限の編集上の変更は認められる。

【概念図】



【例】「適用範囲」の整合化

国 際 規 格	整 合 前 JIS
……一般用及び特殊用の××××について規定する。	……一般用の××××について規定する。

整 合 化 JIS
……一般用及び特殊用の××××について規定する。

【例】「規定項目」の整合化

項 目	国 際 規 格	整 合 前 JIS
A. 寸法	○	○
B. 材料	○	○
C. 物理的特性	○	○
D. 化学的特性	×	○
(解説)	A. B. C. の規定項目がある D. の規定項目がない	A. B. C. Dとも規定項目がある

整 合 化 JIS
○
○
○
× *

*

JIS 固有の規定項目は削除する

備考 ○：規格で規定している項目
×：規格で規定していない項目

【例】「規定内容」の整合化

耐 薬 品 性	国 際 規 格	整 合 前 JIS
硫 酸	○	○
塩 酸	○	○
硝 酸	○	×
塩化ナトリウム水溶液	×	○

整 合 化 JIS
○
○
○ *
× **

備考 ○：規格で規定している項目
×：規格で規定していない項目

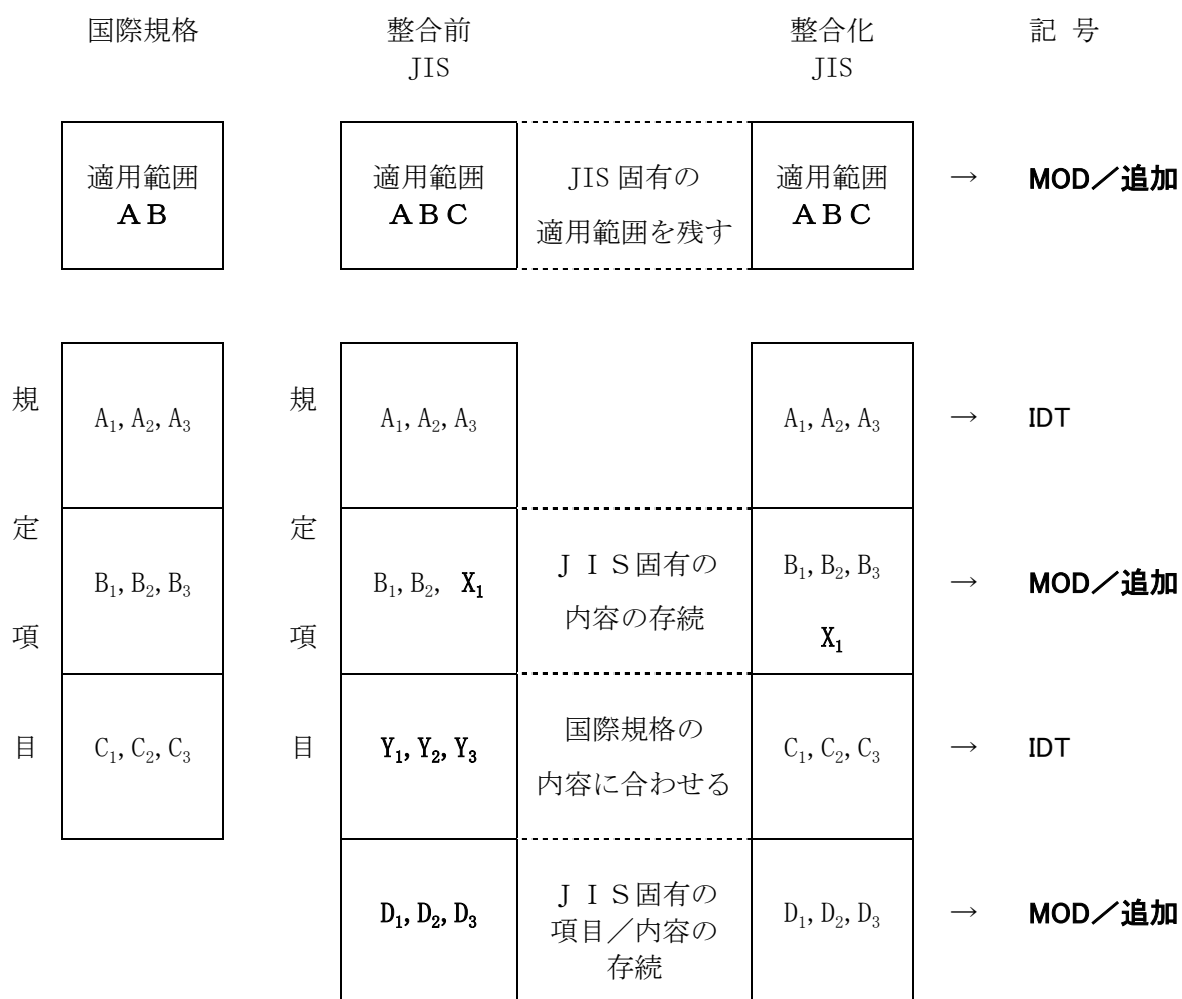
* 国際規格の規定内容を採用する。

** JIS 固有の規定内容は削除する。

Modified : 例 1

整合化 JIS の中に、対応する国際規格をそのまま変更なしで採用するが、JIS として必要な「適用範囲」、「規定項目」及び／又は「規定内容」を追加する。

【概念図】



【例】「適用範囲」の整合化（JIS 固有の適用範囲が存続）

国際規格	整合前 JIS	整合化 JIS
……高圧用の××××について規定する。	……高圧用及び超高压用の××××について規定する。	……高圧用及び超高压用の××××について規定する。

【例】「規定項目」の整合化（JIS 固有の規定項目が存続）

項 目	国 際 規 格	整 合 前 JIS	整 合 化 JIS
A. 種類	○	○	○
B. 寸法	○	○	○
C. 材料	○	○	○
D. 物理的特性	×	○	○ *
（解説）	A. B. C. の規定項目がある D. の規定項目がない	A. B. C. D. とも規定項目がある	* 国際規格には規定されていない JIS 固有の規定項目は、必要最小限にとどめる。

備考 ○：規格で規定している項目

×：規格で規定していない項目

【例】「規定内容」の整合化（JIS 固有の規定内容が存続）

耐 薬 品 性	国 際 規 格	整 合 前 JIS	整 合 化 JIS
硫 酸	○	○	○ *
塩 酸	○	○	○ *
硝 酸	○	×	○ *
塩化ナトリウム水溶液	×	○	○ ***

備考 ○：規格で規定している項目

×：規格で規定していない項目

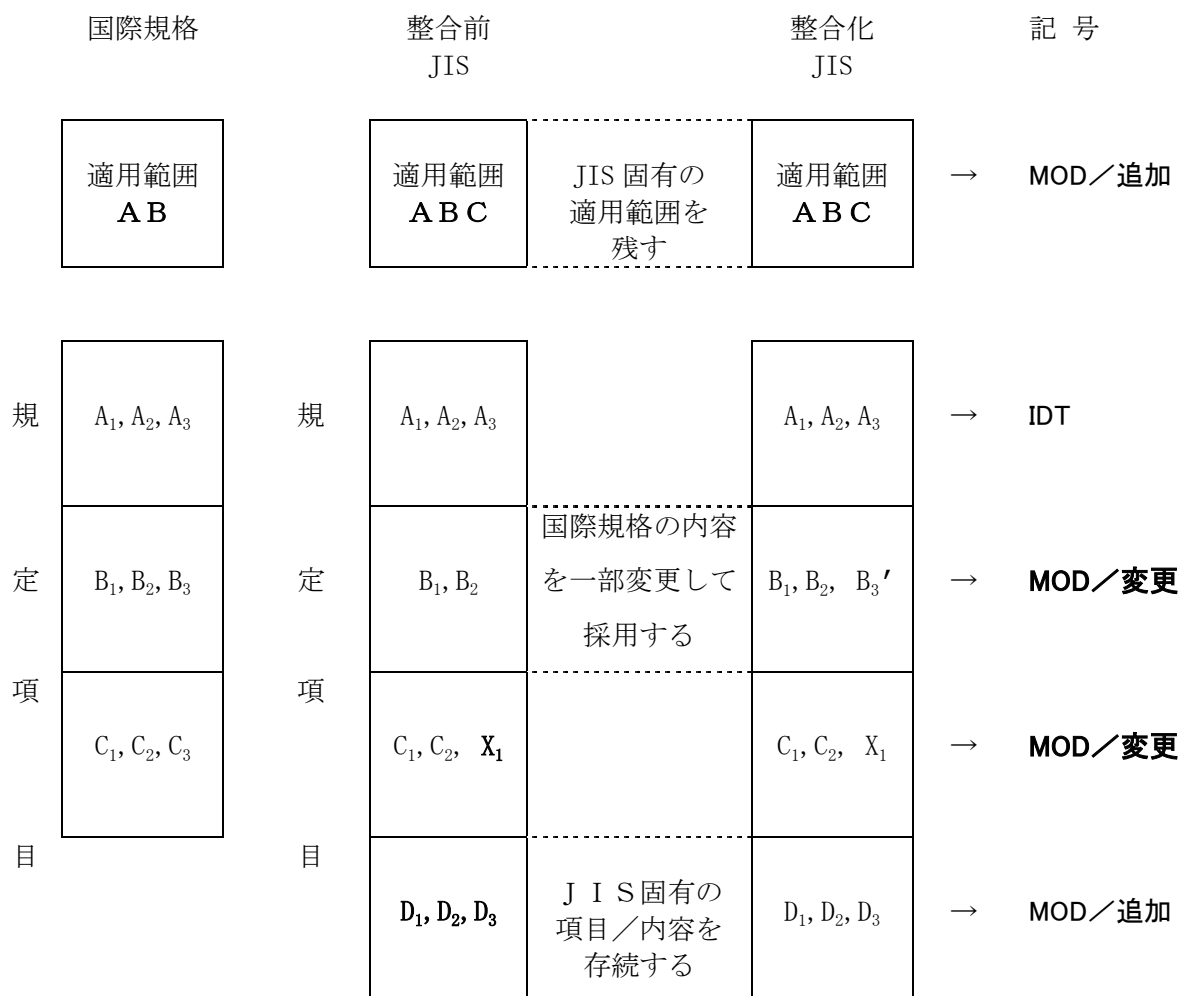
* 国際規格の規定内容を採用する。

** JIS 固有の規定内容を追加する。

Modified : 例 2

整合化 JIS の中に、対応する国際規格を採用する際、採用する国際規格と同一規定項目に対し「規定内容」の一部を変更する。

【概念図】



【例】「規定内容」の整合化

項 目	国 際 規 格	整 合 前 JIS	整 合 化 JIS
硫 酸	○	○	○
塩 酸	○	×	△ *
硝 酸	○	◎	◎ **

備考

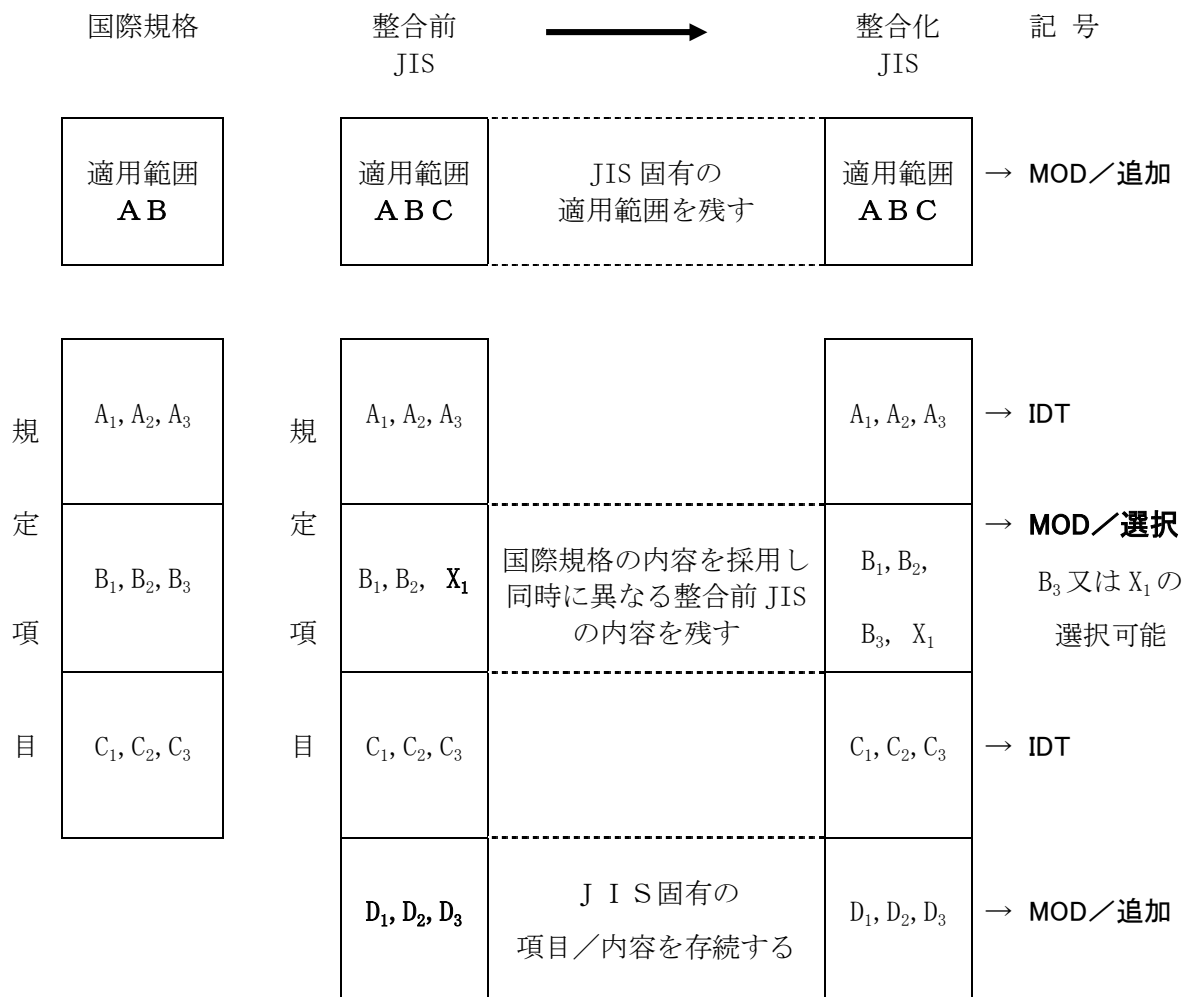
○ 及び ◎ : 規格で規定している内容
 × : 規格で規定していない内容
 △ : 変更して規定している

* 国際規格で規定している内容の一部を変更して採用する。
 ** JIS 固有の規定内容を採用する。

Modified : 例3

整合化 JIS の中に、対応する国際規格をそのまま変更なしで採用するが、採用する国際規格と同一規定項目に対し「規定内容」を追加する。この場合、整合前 JIS と国際規格の二つの「規定内容」が盛り込まれることになる。

【概念図】



【例】「規定内容」の整合化

項目	国際規格	整合前 JIS
硫酸	○	○
塩酸	○	○
硝酸	○	◎

整合化 JIS
○
○
○ or ◎ *

備考

○ 及び ◎ : 規格で規定している内容

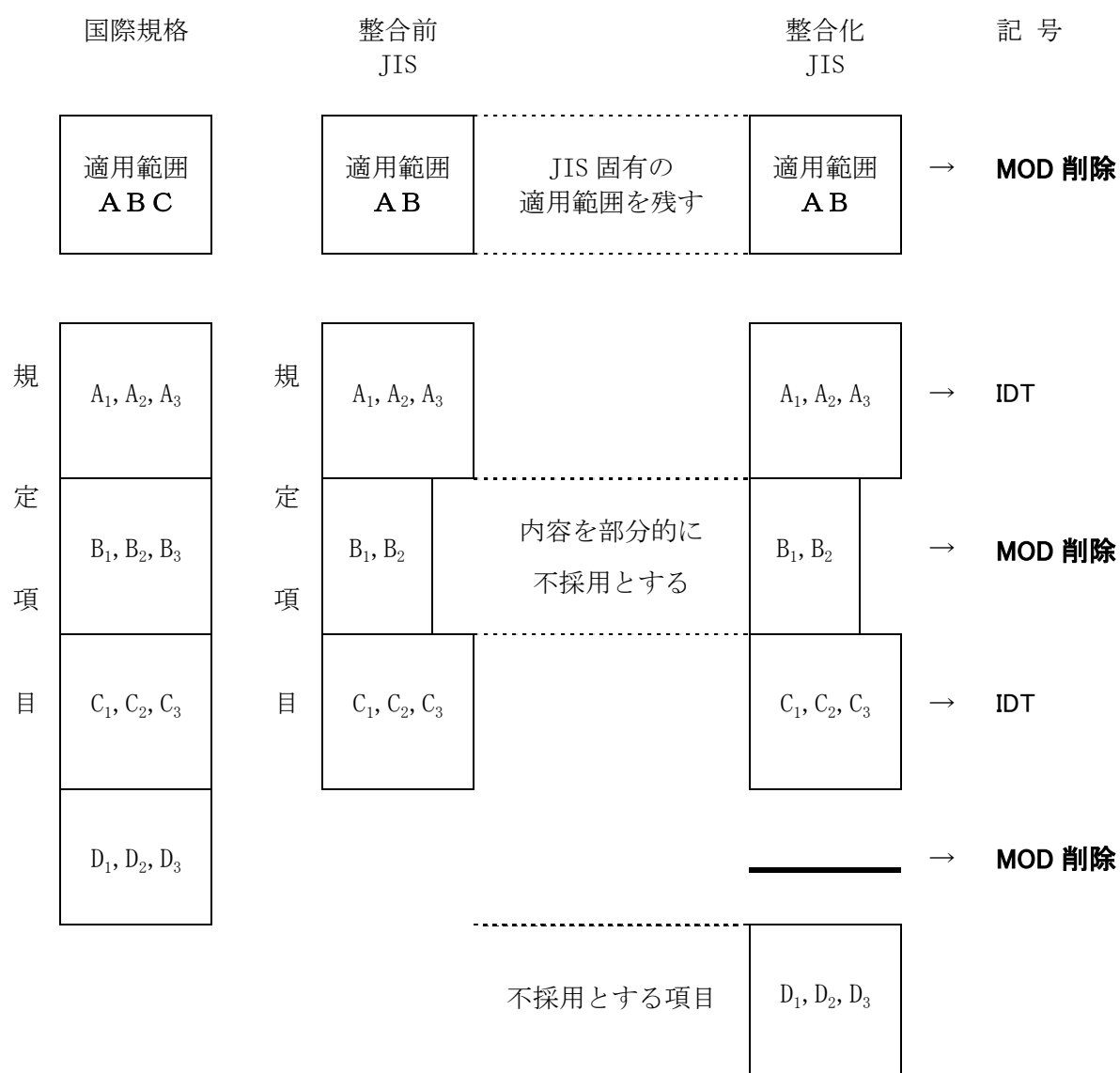
* 国際規格の内容、及びこれと異なる JIS の固有内容の両方を採用し、どちらでも使用可能。

Modified : 例4

特別なケースに限り、対応する国際規格の「適用範囲」、「規定項目」及び／又は「規定内容」の一部を不採用とすることができる。ただし、その他の部分は、国際規格をそのまま採用する。特別なケースとは、次のことをいう。

- ・適用範囲について：国際規格の適用範囲の一部が、我が国では将来にわたって生産、取引等されない場合又は工業標準化法で定める範囲以外の場合。
- ・規定項目、規定内容について：国際規格の規定項目及び／又は規定内容の一部が、技術的に意味がない場合。

【概念図】



【例】「適用範囲」の整合化

国 際 規 格	整 合 前 JIS
……一般水及び飲料水の… …について規定する。	……一般水の……につ いて規定する。

整 合 化 JIS
……一般水の……について規 定する。

【例】「規定項目」の整合化

項 目	国 際 規 格	整 合 前 JIS
A. 寸法	○	○
B. 材料	○	○
C. 物理的特性	○	○
D. 製造方法	○	×
(解説)	A. B. C. D. とも 規定項目がある	A. B. C. の規定項 目がある D. の規定項目がない

整 合 化 JIS
○
○
○
× *

*部分的に不採用とする
ことは、特別な場合に限
定する。

備考 ○ : 規格で規定している項目
× : 規格で規定していない項目

【例】「規定内容」の整合化

項 目	国 際 規 格	整 合 前 JIS
硫 酸	○	○
塩 酸	○	○
硝 酸	○	×

整 合 化 JIS
○
○
× *

備考 ○ : 規格で規定している項目
× : 規格で規定していない項目

*部分的に不採用とする
ことは、特別な場合に限
定する。

附属書（参考） JIS と対応する国際規格との対比表

[illegible]

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：

被引用法規	
関連する法規	
関連する外国規格	

備考1. 箇条ごとの評価欄の記号の意味は、次のとおりである。

- 一致…………… 技術的差異がない。
- 削除…………… 国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。
- 追加…………… 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
- 変更…………… 国際規格の規定内容を変更している。
- 選択…………… 国際規格の規定内容と別の選択肢がある。
- 同等でない…………… 技術的差違がある。

2. **JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次のとおりである。

- IDT…………… 国際規格と一致している。
- MOD…………… 国際規格を修正している。
- NEQ…………… 技術的内容及び構成において、国際規格と同等でない。

記載注意（なお、この記載注意は、規格票には記載しない。）：

① **JIS** 規格票につき 1 部（A4 サイズ）とする。欄の大きさは記載量に応じて変更する。

② 国際規格の名称は、原文（英文）名称を記載する。

③ **JIS** 及び国際規格の規定は、それぞれの規格の箇条（附属書を含む。）を原則として全て記載する。なお、引用規格の箇条は対比の必要はないので記載しない。

④ ほぼ全ての箇条が一致であり、一部の箇条の規定においてだけ技術的差違がある場合には、その箇条だけを記載してもよい。

⑤ 対比項目（Ⅰ）～（Ⅴ）は、該当する箇条について具体的に記入する。ただし、**JIS** と国際規格とが一致する場合には省略して記載してもよい。

⑥ 対比項目（Ⅱ）は、対応する国際規格が複数の場合に、箇条ごと個別にその国際規格番号を記載する。なお、対応国際規格が一つの場合には記載しないで可。

⑦ 対比項目（Ⅳ）には、**JIS** と対応する国際規格との間に技術的差異がある場合に、その技術的差異を記載する。また、箇条ごとの評価欄には次のような箇条ごとの評価を記入する。技術的差異が無い場合は、技術的差異の内容欄には「－」を記入する。

- ・ 技術的差異のない場合……………「一致」
- ・ 技術的差異があり、かつそれが明確に識別され説明されている場合
 - a) 国際規格の規定項目又は規定内容を削除している……………「削除」
 - b) 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している……………「追加」
 - c) 国際規格の規定内容を変更している……………「変更」
 - d) 国際規格の規定内容と別の選択肢がある……………「選択」
- ・ 技術的差異があり、かつそれがはっきりと識別され説明されていない場合 ……「同等でない」

⑧ 対比項目（Ⅳ）と（Ⅴ）とは、統合して記載してもよい。

⑨ **JIS** と対応国際規格との対応の程度における全体評価は、箇条ごとの技術的差異の程度を全体的に評価し以下の記号を記入する。

- ・ 箇条ごとの評価が全て「一致」であり、かつ、構成の変更がない場合（ただし、この場合には対比表を添付する必要はない。）……………「I D T」
 - ・ 国際規格の全箇条を採用し、箇条ごとの評価が「削除」、「追加」、「変更」又は「選択」のいずれかがあり、「同等でない」がなく、かつ、構成が容易に比較できる場合……………「MOD」
 - ・ 項目ごとの評価に一つでも「同等でない」がある場合、又は、項目ごとの評価に一つも「同等でない」がなくても **JIS** と国際規格との構成の比較が容易に行えない場合、若しくは、国際規格を完全な形で採用していない場合……………「NE Q」
- なお、1 つの **JIS** が複数の国際規格と対応している場合には、全体評価のあとに、括弧書きで個々の対応国際規格に対しての評価を記載する。

例：MOD（I D T ISO 2468:1995, MOD ISO 13579:1999 Amd 1:2002）

- ⑩被引用法規は、該当 **JIS** が引用・採用されている法規・技術基準・公共調達基準を記載する。（該当 **JIS** が引用している法規名等ではない。）該当がない場合には項目ごと削除する。
- ⑪関連する法規は、**JIS** 番号を直接引用していないが、**JIS** の規定内容と実質的に関連していると思われる法規・技術基準・公共調達基準について記載する。該当がない場合には項目ごと削除する。
- ⑫関連する外国規格は、取引の関係（輸出入）等から **JIS** の規定内容が深く関わり合いがあると思われる外国規格について記載する。該当がない場合には項目ごと削除する。